

令和2年7月豪雨からの 復旧・復興に係る要望

令和4年（2022年）10月

熊本県

本県に未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害においては、地方負担の最小化のため手厚い御支援をいただき、改めて深く感謝申し上げます。

熊本地震から6年余りが経過しましたが、国の御支援に支えられ、創造的復興の取組みが着実に進んでいます。

令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けては、今年8月に、国との連携により、「緑の流域治水」の理念を盛り込んだ「球磨川水系河川整備計画」が策定されました。球磨川流域の安全・安心の実現に向けた事業が本格的に動き出しています。

一方で、長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響は、県民生活や県経済に深刻な打撃を与えています。本県では、県民の声にしっかりと耳を傾けながら、県民の生命と健康を第一に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指した取組みを進めています。

熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症という3つの困難への対応を進めるなか、国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMC社の新工場建設が進んでいます。

国内半導体産業の再興は、各地域の様々な産業の持続的な成長にも重要な役割を果たすものです。県内はもとより、九州全体にその波及効果を上げ「シリコンアイランド九州の復活」につなげるとともに、日本全体にその効果をもたらすよう、全力で取り組んで参ります。

誰一人取り残さず、全ての県民が輝く熊本の実現を目指すためには、国の更なる御支援が不可欠です。

国におかれては、次の事項について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

令和4年10月

熊本県知事

蒲島郁夫

熊本県議会議長

溝口幸治

目 次

1	球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1
	【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】	
2	被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	3
	【総務省、国土交通省】	
3	新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	5
	【財務省、国土交通省、環境省】	
4	応急仮設住宅の供与期間の延長と財政支援	7
	【内閣府、財務省】	
5	災害救助法制度の拡充	8
	【内閣府】	
6	被災者生活再建支援制度の拡充	9
	【内閣府】	
7	令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援	10
	【総務省、財務省】	
8	被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	12
	【総務省、財務省、国土交通省】	
9	復興係数及び復興歩掛	14
	【国土交通省】	
10	鉄道の早期復旧に向けた支援	15
	【総務省、国土交通省】	
11	被災市町村の人員体制強化に向けた支援	17
	【総務省】	
12	被災企業等に対する復興支援の継続	18
	【総務省、経済産業省】	
13	農林水産業の復旧・復興に向けた支援	19
	【総務省、財務省、農林水産省】	
14	教育環境の早期復旧	20
	【文部科学省、国土交通省】	
15	観光業等に対する支援	21
	【国税庁、観光庁】	
16	球磨川流域における送電系統整備による再エネの導入拡大	23
	【経済産業省】	
17	令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例の適用期間の延長	25
	【内閣府、総務省、国土交通省】	

1 球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

要望事項

「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」の早期実現に向けた、球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な実施

(1) 国の対策メニューの着実な実施

(2) 県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援

【要望の内容】

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」）の着実な実施

(1) 河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施

- ・ 令和2年7月豪雨で被災した地域の日も早い復旧・復興のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地かさ上げ等の河川整備を迅速かつ着実に進めていただきたい。また、事業実施にあたっては、流域住民等の理解を深める取組みを進めていただきたい。
- ・ 「流水型ダム」について、早期完成に向け、県としても国に最大限の協力を行うので、工期短縮に努めていただきたい。また、安全・安心を最大化するとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るため、「法と同等の環境影響評価」の着実な実施、県が構築する「流域市町村や流域住民と一体となって、事業の方向性や進捗を確認する仕組み」への積極的な対応をお願いしたい。
- ・ 「市房ダム再開発」について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進していただきたい。
- ・ 水系として一貫した河川整備が実施されるよう、河川整備計画（県管理区間）との連携をお願いしたい。
- ・ 河川環境の保全・再生など自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組みを推進していただきたい。
- ・ 森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備・保全の取組みを推進していただきたい。
- ・ 地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ確かな避難」と「被害最小化」を図る取組みを推進していただきたい。
- ・ これらの対策を推進するため、5か年加速化対策を含む来年度予算を十分に確保するとともに、5か年加速化対策の完了後も、中長期的な見通しのもと、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保できるよう御配慮いただきたい。

(2) 河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県、市町村対策メニューへの技術的、財政的支援

- ① 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう、支援対象の拡大等の積極的な支援をお願いしたい。
- ② ダムの適正な維持管理を行うために、支援対象の要件緩和等をお願いしたい。
- ③ 雨水貯留、浸透施設整備について、プロジェクトに掲げる事業は、経済的比較に関わらず流域貯留浸透事業の対象とし、補助率の嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的支援をいただきたい。
- ④ 「田んぼダム」の取組みについて、補助事業の柔軟な運用や事業実施に必要な十分な予算確保等、取組みを加速化させる支援をお願いしたい。また、流域治水と連携した森林整備及び治山施設の整備を着実に推進するため、事業実施に必要なかつ十分な予算確保をお願いしたい。

- ⑤ 「被害最小化」に向け、水災保険の加入促進が必要であるが、今後、水害リスクに応じて、市町村別に保険料を設定する方式に改められ、球磨川流域では保険料が上昇する可能性がある。このため、水災保険料補助の取組みに対し、財政的支援をお願いしたい。

項 目	現行制度等	要望内容
①宅地嵩上げ	事業名:土地利用一体型水防災事業 交付対象:現に存する住家又は現に建築の工事中の住家のみが対象	○交付対象の建物用途の拡充による支援
②ダムの堆積土砂掘削	事業名:緊急浚渫推進事業 洪水調節容量の余裕(20%等)に対する堆砂率が概ね15%を上回る土砂が堆積したダムが対象、充当率:100%、元利償還金に対する交付税措置率:70%	○支援対象の要件緩和及び交付金の新設による財政支援
③雨水貯留・浸透施設	事業名:流域貯留浸透事業 交付対象:通常の河道改修方式と比較して経済的で4要件のいずれかに該当する事業 補助率:1/3	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
④農林水産分野の取組	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野の取組みを推進するための財政的支援
⑤水災保険加入促進	なし	○水災保険料補助に対する財政的支援

- これまでの国土強靱化5か年加速化予算等による別枠の財政的支援の継続及び、流域治水として新たに取り組む県、市町村対策メニューの着実な実施に必要な予算の確保をお願いしたい。

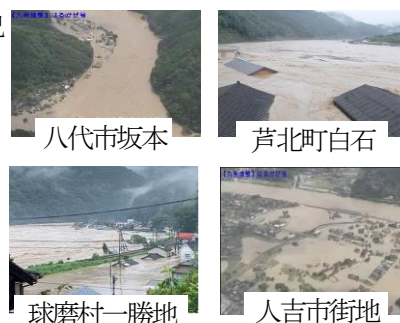
【現状・課題】

- 令和2年7月豪雨は記録的な降雨となり、球磨川流域では観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により、52名（関連死2名含む）が亡くなられたほか、家屋の流出など甚大な被害が発生。更に、国道や鉄道などの17橋梁が流出する等、地域経済に大きな打撃を与えた。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和3年12月、気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更を実施。令和4年8月、河川整備計画を策定。
- 現在もなお、約1,800人余の方々仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住まいの再建と球磨川流域の安全・安心の確保に資する取組みを加速化する必要がある。
- 河川整備基本方針検討小委員会において、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と配分流量が示され、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対し、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位は超過することが明らかとなった。
- 令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みを推進していく必要がある。

■流域図



■浸水状況



2 被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設・拡充等
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

【要望の内容】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設・拡充等
 - (1) 浸水被害の軽減を図るまでに相当の時間を要する地域等において、個別に高台移転や治水対策後水位を踏まえた高さまでの宅地かさ上げ等の安全対策を希望する住民への支援制度を創設していただきたい。
 - (2) 宅地嵩上げ安全確保事業について、点在する家屋を1つの区域と設定できる等、地域の実情に合わせて柔軟に区域設定が可能となるよう、制度を拡充していただきたい。
 - (3) 面的な宅地かさ上げを希望する市町村に対して、球磨川水系流域治水プロジェクトで生じる河川の堆積土砂を有効活用することで、復興まちづくりに係る地方負担を軽減していただきたい。
 - (4) 八代市坂本町や芦北町など、球磨川中流域の輪中堤・宅地かさ上げの実施にあたり、整備後の内水対策や避難路整備等、想定される新たな課題に対する技術的支援等について、特段の配慮をお願いしたい。
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮
 - (1) 市町村が策定した復興まちづくり計画に位置付けられた取組みを着実に推進するため、財政支援や予算措置などをお願いしたい。
 - (2) 球磨川流域市町村では、将来の災害に備えるため、地域防災拠点の整備に向けた検討が進められており、早期整備に向けた特段の配慮をお願いしたい。
 - (3) 今後、本格的な住まいの再建の進展に伴い、各市町村において想定される再建先の基盤整備や地域再生に必要なソフト対策など、地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みへの支援をいただきたい。

【現状・課題】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設・拡充等
 - (1) 令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した球磨川流域の各自治体においては、新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みが進められている。しかし、治水対策により浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することから、地域の更なる人口減少が懸念される。このことから、今次災害から1日でも早い生活再建や市街地及び集落再生を進めるため、高台等への移転や安全対策等を行う住民を支援することが必要である。

- (2) 球磨川沿いは、数戸から数十戸の集落が多数点在し、集落同士が1 km以上離れている箇所もある。そのような点在する集落の宅地かさ上げに当たっては、国道219号や公民館等の公共施設を一体的にかさ上げ、従前の地域コミュニティを維持していくことが必要である。しかし、現行制度では、点在する家屋を1つの区域として道路等の公共施設と一体的にかさ上げできないことが課題となっている。
- (3) 球磨川中流域では、家屋の浸水防止対策として、輪中堤・宅地かさ上げが計画されているが、対象家屋は、原則、現地再建する住家となっている。その一方、地元市町村においては、住民の意向を踏まえ、地域再生や土地の有効利用を図るため、面的なかさ上げを求める意向があることから、河道掘削の土砂を盛土材として活用するなど、市町村事業の負担軽減等を図ることが必要である。
- (4) 球磨川中流域では、輪中堤・宅地かさ上げが計画されているが、後背地の内水対策や高台への避難路整備など、治水対策後に新たに生じる課題についても、対応していく必要がある。

2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

- (1) 球磨川流域の4市村（八代市、人吉市、相良村、球磨村）では、「復興まちづくり計画」を令和3年度末までに策定している。今後、計画に位置付けられた取組みを速やかに実施するためには、都市防災総合推進事業や小規模住宅地区改良事業、宅地嵩上げ安全確保事業等の交付税措置等による地方財政への特段の配慮が必要である。

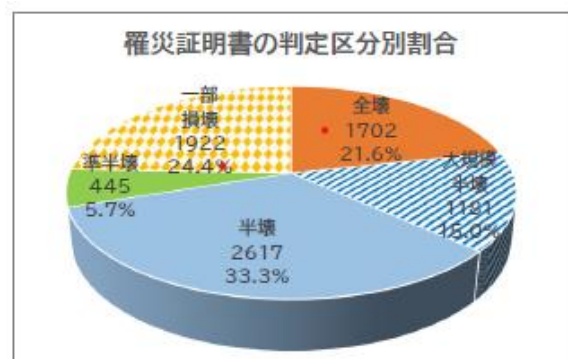
人吉市の被災市街地復興推進地域内における復興を後押しするため、街路事業や都市防災総合推進事業等の復興事業について、熊本地震と同水準の交付税措置による財政支援が必要である。

人吉市の被災市街地復興土地区画整理事業は、長い時間を要するうえ、円滑な実施には高度な専門知識や経験が必要である。早急かつ確実に事業を推進するため、中長期的な予算や人員の確保、並びに技術的アドバイスなど地方負担軽減となる支援が必要である。

- (2) 球磨川流域市町村では、今次洪水を見据えた防災・減災に資する拠点整備が必要である。しかし、具体的なノウハウ等を有していないため、国において球磨川沿いに「河川防災ステーション」を早期に整備していただくなど、特段の配慮が必要である。
- (3) 甚大な被害を受けた住民の多くが仮設住宅等に入居しており、球磨村の一部の住民は、約30 km離れた村外の仮設住宅での生活を余儀なくされるなど、従前の地域コミュニティの再生が困難な状況である。このため、コミュニティの再生に必要な社会基盤や地域住民が集まることができる拠点施設の整備はもちろん、まちづくり組織の設立やコミュニティの核となる人材の育成・確保等を早期かつ強力に進めることが必要である。



■被害状況(球磨村渡地区)



■県内の住家被害の状況 (R4.4.1 現在)

3 新たな流水型ダムにおける水源地域の振興

【財務省、国土交通省、環境省】

要望事項

- 1 五木村の生活再建の計画的かつ継続的な実施、流水型ダムを前提とした五木村の新たな振興策の協議・推進
- 2 流水型ダムの建設予定地となる相良村の振興への特段の配慮
- 3 水源地域整備計画の継続的な実施と流水型ダムへの転換に伴う計画変更への特段の配慮

【要望の内容】

1 「球磨川水系河川整備計画」及び「球磨川水系流域治水プロジェクト」を着実に推進するため、国、県、村による三者合意に基づき、県及び五木村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、引き続き、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

また、五木村の計画的かつ継続的な生活再建を担保することができる仕組みを構築するとともに、流水型ダムを前提とした新たな振興策の協議・推進に当たり、国・県・村が一体となった取組みを進めていただきたい。

さらに、五木村では、脱炭素に向けた取組みによる村の振興を進めていくこととしており、政府が進める先行地域の指定に向けた助言、財源確保等に特段の配慮をお願いしたい。

2 新たな流水型ダムの建設地となる相良村の振興についても、国・県・村が一体となった取組みを進めていただきたい。

3 水源地域となる五木村・相良村においては、水源地域整備計画の前提となる川辺川ダム事業が貯留型ダムから流水型ダムに変更されるとともに、ダム事業の長期化に伴い、生活再建の前提となる村の状況や生活環境などが大幅に変化している。

そのため、水源地域整備計画について、流水型ダムへの転換に伴う変更手続きを着実に進めていただきたい。

変更にあたっては、流水型ダムへの転換に伴う基礎条件の変化やダム事業の長期化による社会状況の変化等を踏まえ、湛水区域となる五木村頭地周辺の利活用や社会インフラの整備など、水源地域の振興に不可欠な取組みの追加について、特段の配慮をいただきたい。

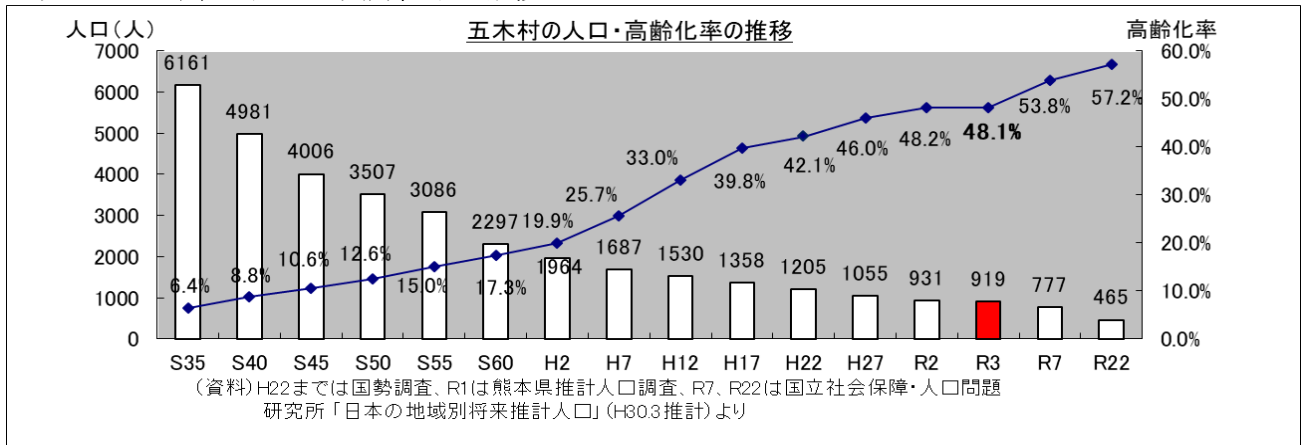
【現状・課題】

- 昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表以降、村の中心部が水没予定地となった五木村では、村民の村外移転等による人口減少により、少子高齢化が著しく進んでいる。（※参考1を参照）
- そうした中、平成20年の知事による川辺川ダム計画の白紙撤回の表明以降、五木村は、「ダムを前提としない」村の振興に取り組んできた。
- しかし、甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨を踏まえ、知事は、命と清流を守る「新たな流水型ダム」の整備を国に求めることを表明した。
- その後、新たな流水型ダム建設を含む「球磨川水系流域治水プロジェクト（R3.3）」や「球磨川水系河川整備計画（R4.8）」が策定され、五木村は「新たな流水型ダム」を前提とした振

興を余儀なくされている。

- このように、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村においては、平成23年6月の国、県、村による三者合意に基づき、現在も進めている県・村による村の生活再建事業を着実に進めるため、引き続き、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。
- さらには、村の振興や、新たな流水型ダムの影響を心配する意見があることから、国・県が一体となり、村・村議会及び村民に対して、丁寧に説明・情報提供する必要がある。
- 加えて、これまでのダム事業（未整備事業）の整理や水源地域整備計画の継続、村が水没予定地に整備した施設（※参考2を参照）の取扱いを含め、できるだけ早く「流水型ダム」を前提とした新たな振興策の協議・検討及び実施について、国・県・村が一体で進める必要がある。
- また、新たな流水型ダムの建設地となる相良村も、ダム問題で大きな影響を受けており、国・県・村が一体となって、村の振興について取組みを進める必要がある。
- なお、水没予定地においては、ダム湛水後の清流川辺川への影響や、土砂（へドロ）の堆積・粉塵・臭気等の問題が懸念されており、河川環境への最大限の配慮が必要である。

《参考1》 五木村の人口・高齢化率の推移



※水没予定地 489 世帯のうち、6 割を超える世帯が村外移転。五木村の人口は、ダム計画発表時から約 5 分の 1 に減少。
 ※村内全集落のうち約 2/3 の集落で 65 才以上人口が 5 割超 (35 集落中 24 集落) 【R4. 2. 28 五木村指定区別人口調】

《参考2》 五木村が水没予定地に整備した施設



4 応急仮設住宅の供与期間の延長と財政支援

【内閣府、財務省】

要望事項

応急仮設住宅の供与期間の更なる1年間の延長とそれに伴い必要となる財源の確保

【要望の内容】

応急仮設住宅の供与期間について、公共工事の影響により自宅が再建できない等、やむを得ない理由により供与期間内に退去できない世帯があるため、それらの世帯に対し更なる1年間の供与期間延長をお願いしたい。

また、それに伴い必要となる財源の確保も併せてお願いしたい。

【現状・課題】

令和2年7月豪雨における被災者のうち、令和4年9月末現在で、835世帯1,814人が応急仮設住宅等での生活を送っている。現在災害救助法の特別基準により、1回目の延長（2年を超えて3年目）が認められているが、以下の理由により供与期間内に退去できない被災者がいるため、更なる1年間の供与期間延長（3年を超えて4年目）が必要である。

＜応急仮設住宅を退去できない理由＞

- ・ 建設業者等の人手・資材不足により、自宅再建に時間を要する。
- ・ 再建地が宅地嵩上げ、遊水地・引き堤事業に係る宅地造成事業、被災市街地復興推進地域の土地区画整理事業等の公共工事の影響を受け、自宅再建ができない。
- ・ 災害公営住宅の建設が未整備で再建先に転居できない等。

(参考) 応急仮設住宅等の入居状況及び事業費

① 応急仮設住宅等の入居状況 (R4.9.30 現在)

区分	戸数	人数
建設型応急住宅	452	1,026
賃貸型応急住宅	301	645
公営住宅等	82	143
計	835	1,814

② 応急仮設住宅設置等費用

単位：億円

区分	令和2年度 実績額	令和3年度 実績額	令和4年度 見込額
建設型応急住宅	84.3	0.5	1.5
借上型応急住宅	4.1	3.9	2.9
計	88.4	4.4	4.4
財源 内訳	国費	68.3	2.2
	一財	20.1	2.2
※国庫負担率	77.3%	50%	50%

※建設型応急住宅は、建築資材の2年分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等も含め、令和2年度に全額前金払いで支出済み。また、令和4年度は延長による再リース料を見込んでいる。

5 災害救助法制度の拡充

【内閣府】

要望事項

- 1 避難所運営の民間団体等への業務委託に係る災害救助費措置の明確化
- 2 災害ボランティアセンターに係る経費について災害救助費の対象を拡充

【要望の内容】

- 1 大規模災害発生時において円滑な避難所運営を図る観点から、国の災害救助事務の取扱い上、民間団体等への業務委託を避難所運営方法の一つとして明確に位置付けるとともに、災害救助費の措置を柔軟に行っていただきたい。
- 2 災害ボランティアセンターの設置・運営・資器材等に係る経費全般を災害救助費の対象としていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 大規模災害発生時、避難所によっては高齢者など避難生活上配慮を必要とする方々が多数入所する場合があります、すべての避難所で自主的運営を図ることは難しい。また、他自治体職員の応援派遣についても、基本的には短期間の派遣が前提であり、避難所運営が長期化した場合には人員充足が困難となる。

令和2年7月豪雨では、本県球磨村が民間団体に避難所運営を業務委託し、災害時の活動経験が豊富な団体による一貫した避難所運営が行われた事例があることから、民間団体等への避難所運営業務委託は、有効な方法の一つと考えられる。

しかし、現時点では国の災害救助事務の取扱い上、民間団体等への業務委託は避難所運営の方法として明確に示されておらず、災害救助費による措置についても個別に国に協議する必要があるため、今後の大規模災害発生時における被災者の迅速な応急救助の実施に支障をきたす状況となることも想定される。

- 2 令和2年8月28日付け内閣府事務連絡により、災害ボランティアセンターに係る人件費や旅費の一部が災害救助費の対象とされたが、災害ボランティアセンターの拠点設置経費やボランティアを送迎する車両の借上費、什器・消耗品の購入費等は対象外とされている。

災害ボランティアセンターの円滑な運営のためには、これらの経費についても災害救助費の対象とする必要がある。

6 被災者生活再建支援制度の拡充

【内閣府】

要望事項

- 1 中規模半壊世帯の支給額増額
- 2 半壊世帯及び床上浸水世帯の支給対象への追加

【要望の内容】

- 1 中規模半壊世帯に対する加算支援金の支給額を増額していただきたい。
- 2 半壊世帯及び床上浸水世帯を、被災者生活再建支援金の支給対象に追加していただきたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨における本県の事例をみると、中規模半壊世帯の場合、自宅の補修費に対する自己負担率が全壊・大規模半壊・半壊世帯と比べて高い状況にある。
中規模半壊世帯の円滑な住まいの再建の支援のためには、支給額の増額が必要である。

- 2 令和2年7月豪雨において、中規模半壊と判定されたのは従前の半壊世帯の4分の1程度にとどまっており、住まいの再建において、多数の半壊世帯が相当の自己負担を余儀なくされている。また、自己負担比率が全壊・大規模半壊世帯に比べ高い水準にあることから、半壊世帯を支援金の支給対象とする必要がある。

また、床上浸水の場合であっても、住家の構造が非木造であったために半壊未満と判定され、公的支援の対象とならない（または少額の支援となる）準半壊世帯や一部損壊世帯も多いが、これらの世帯も電化製品等の家財が被害を受けるなど、生活再建のための負担がより大きくなっていることから、床上浸水世帯についても支援金の支給対象とする必要がある。

【参考】令和2年7月豪雨に係る本県の住家被害区分ごとの自己負担率（補修の場合）

区分	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
集計件数	1,193件	308件	281件	300件
補修費平均(A)※	1,459,000円	3,844,000円	4,392,000円	5,821,000円
基礎支援金			500,000円	1,000,000円
加算支援金		500,000円	1,000,000円	1,000,000円
応急修理制度	595,000円	595,000円	595,000円	595,000円
計(B)	595,000円	1,095,000円	2,095,000円	2,595,000円
自己負担額(C=A-B)	864,000円	2,749,000円	2,297,000円	3,226,000円
自己負担率(C/A)	59.2%	71.5%	52.3%	55.4%

※ R3.7.9までに本県で把握した被災者生活再建支援金及び住宅の応急修理の申請データから、罹災区分ごとの補修費平均を集計した上で算出。（「建設・購入」の場合、半壊世帯のデータが存在しないことから、「補修」区分で集計・比較したもの）

7 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援

【総務省、財務省】

要望事項

県及び被災市町村が、引き続き復旧・復興に向けた取組みを着実に実施できるよう、地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための特別な財政支援

【要望の内容】

本県の「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置等をお願いしたい。

※国庫補助制度の創設、拡充及び補助率の嵩上げに関しては、個別に要望(別途掲載)としているため、連動する共通的な地方財政措置を中心に、以下のとおり整理。

- ① 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として各種支援策を実施することとしている。県及び被災市町村では財政負担が大きいと、特別交付税において特段の配慮をいただきたい。

(主な事業)

被災宅地復旧支援事業、住宅再建支援事業、農地等農業者生活支援事業、地域水道支援事業、農家の自立復旧支援事業 など

- ② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例適用の実現に向けて御配慮いただきたい(「鉄道の早急復旧に向けた支援について」で再掲)。
- ③ 鉄道の被災に伴う代替バス運行による通学支援については、令和2年7月4日から令和3年1月3日(発災から6ヶ月)の間については代替バスを運行委託する鉄道事業者に対する国庫補助や特別交付税支援措置をいただいております。発災から6ヶ月以降についても支援措置をいただいております。しかしながら、甚大な被害を受けた鉄道の復旧には複数年を要すると見込まれるため、国庫補助に係る拡充・予算確保とともに、特別交付税を確実に措置していただきたい(「鉄道の早急復旧に向けた支援」、「教育環境の早期復旧」で再掲)。
- ④ 令和2年11月に策定した「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けて、被災自治体が躊躇なく事業を実施できるよう国庫補助制度の創設や更なる拡充、補助率嵩上げ、地方財政措置の拡充をお願いしたい(「被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援」で再掲)。

項 目	現行制度等	要望内容
①国庫補助の隘路となるニーズを単独事業で実施する場合の財政支援措置	—	特別交付税などによる地方財政支援措置の拡充
②鉄道復旧への地方債の特例	特別交付税措置(5割)	鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例の適用
③県が実施する通学支援に対する財政支援措置	特別交付税措置(5割) ※R2. 7. 4～R3. 1. 3(発災から6ヶ月)	特別交付税措置の確実な措置
④安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への財政支援措置	—	国の補助制度に連動した地方財政支援措置の拡充

【現状・課題等】

- 本県では、令和2年7月の豪雨災害により、多くの尊い命が失われるなど甚大な被害が発生し、現在、一日も早い被災地の復旧・復興に全庁を挙げて取り組んでいる。熊本地震、新型コロナウイルス、豪雨災害と、トリプルパンチに見舞われている。
- 県では、災害発生直後から災害救助活動、公共土木施設等の復旧、漂流・漂着物の撤去や、鉄道の被災に伴う通学者支援など、応急復旧等に取り組むとともに、被災市町村に対しては国庫補助対象外となる家屋内の土砂撤去への補助など、積極的に支援してきている。
- そうした中、国庫補助の嵩上げや拡充、手厚い地方財政措置について御配慮をいただき、県負担の最小化が図られる見込みだが、今後、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加。
- 被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、新型コロナウイルスの影響もある中、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

8 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備に係る予算の総額確保
- 2 被災した地域の早期の復旧・復興に向け、直轄代行による球磨川に架かる橋梁10橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町村道約100km道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある道路災害復旧事業の一日も早い完成
- 3 国の人員体制の充実・強化

【要望の内容】

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 球磨川に架かる橋梁並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光を支える重要な道路であり、道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある創造的復興と一日も早い完成をお願いしたい。
- 3 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で3,620箇所、約812億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計20箇所、約120億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保が重要である。



被災状況（令和2年7月時点）



応急状況（令和3年5月時点）

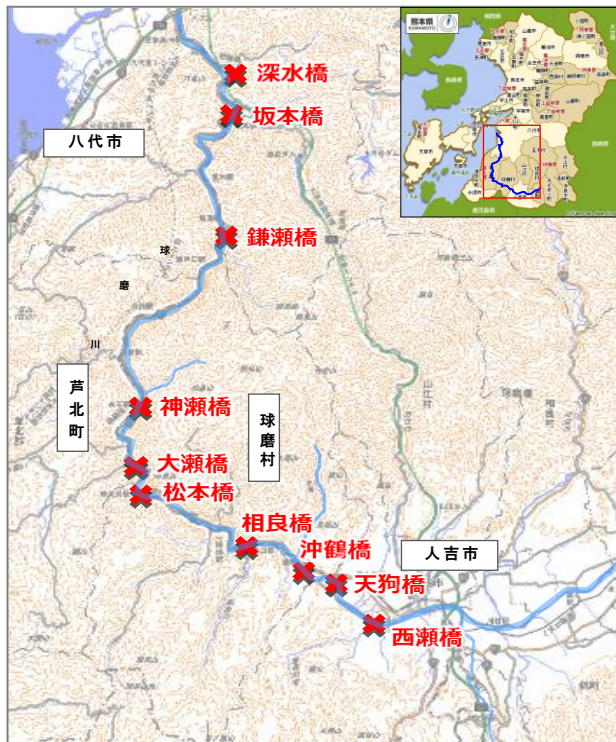


復旧状況（令和4年3月時点）

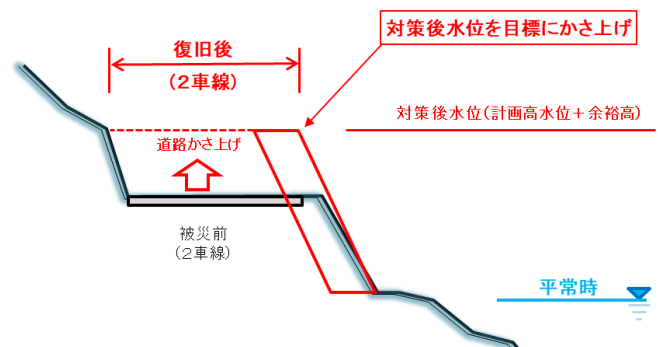
県管理の山田川（人吉市）における対応状況

2 豪雨により被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町村道約 100 km については、国による直轄代行として復旧事業に取り組んでいただいている。流失した 10 橋のうち、昨年 5 月末までに仮橋 4 橋の設置が完了したことで通学や生活道路としての機能が回復するとともに、本年 7 月には、全ての橋梁の復旧位置及び橋梁形式が決定し、そのうち、坂本橋、鎌瀬橋、大瀬橋、松本橋、沖鶴橋、西瀬橋の 6 橋について本格的な復旧工事に着手されている。国道 219 号では、昨年 7 月末に県道芦北球磨線の大野大橋から人吉方面の一般車両通行が可能となり、人吉方面と芦北方面をつなぐ道路ネットワークが確保されるなど着実に復旧が進んでいる。さらに、本年 3 月には、国道 219 号及び対岸道路について、リダンダンシーの確保や集落の孤立を回避する復旧方針が示され、創造的復興へ向けた取組みが着々と進められている。

また、球磨川中流域の 9 支川については、流域住民の安全安心の確保に向けて、直轄代行により、昨年 5 月までに約 20 万 m³の土砂掘削を完了し、二次災害の防止に努めていただくと共に、約 140 箇所にあぶ被災施設について、今年度中の完了を目途に本復旧に取り組み、迅速に対応していただいたところである。



国道 219 号復旧状況



国道 219 号 復旧イメージ

3 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和 3 年度から八代復興事務所を設置し、職員 53 人を配置していただいた。

今後も気候変動の影響により、大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

9 復興係数及び復興歩掛

【国土交通省】

要望事項

- 1 県下全域の復興係数及び復興歩掛の継続
- 2 県南地域（八代・芦北・球磨）の調達環境の変化に応じた特段の支援

【要望の内容】

- 1 復旧・復興工事が本格化する中、工事を円滑かつ確実に進めるため、適切な工事価格となるよう、県内全域の復興係数及び復興歩掛の継続をお願いしたい。
- 2 県南地域（八代・芦北・球磨）では、復旧・復興工事の本格化に伴い、技術者、労働者確保が困難な状況にあり、加えて、資材調達環境も悪化していることなどから、工事の最盛期に向けた特段の支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨に伴う被害が特に甚大であった県南3地域の復旧工事の現状は、依然として技術者、労働者及び資材確保が困難な状況が続いており、ダンプトラックについては、県外から調達するなどして対応しているものの、今後、工事が最盛期を迎え、確保が困難となることが想定され、復旧工事の遅れが懸念される。
- 2 県南3地域における県工事の不調不落率は、復旧工事の本格化に伴い上昇し、発災から16か月後の令和3年11月に最高の47%に達した。その後も増減を繰り返しながら、直近の9月も34%と高い数値を示しており、今後も多くの工事発注を控えていることから、不調・不落の更なる上昇が想定される。
- 3 これまで不調・不落対策として、5回に渡る入札制度の改定も行ったが、不調不落率の上昇と高止まりが続き、熊本地震復旧の経緯と同じ傾向となっており、更なる不調不落対策の一環として、技術者、労働者及び資材等の調達環境の改善、管外企業の参入意欲向上の観点から、熊本地震時と同様の復興係数の嵩上げが望まれる。

○工事車両の走行状況



片側交互通行箇所の信号待ち状況



狭益な道路状況



球磨井道 神額大岩線

○熊本地震と令和2年7月豪雨との比較

		<H29. 2. 1~導入> 熊本地震	<H29. 11. 1~嵩上げ> 熊本地震	<R3. 4. 1~> 令和2年7月豪雨	【今回新設】 令和2年7月豪雨
復興係数 間接工事費 を補正	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	補正係数	共通仮設費 1. 1(県内) 現場管理費 1. 1(県内)	共通仮設費 1. 4(阿蘇・上益城) 1. 1(その他県内) 現場管理費 1. 1(県内)	共通仮設費 1. 1(県内) 現場管理費 1. 1(県内)	共通仮設費 1. 4(県南地域(八代・芦北・球磨)) 1. 1(その他県内) 現場管理費 1. 1(県内)
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を補正	対象工種	土工	土工	土工	土工
	対象地域	熊本県内	熊本県内	熊本県内	熊本県内
	補正率	土工: 標準作業量を20%低減	土工: 標準作業量を20%低減	土工: 標準作業量を20%低減	土工: 標準作業量を20%低減

10 鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

- 1 JR肥薩線及びくま川鉄道の復旧に対する支援及び必要予算額の確保
- 2 国庫補助の更なる充実及び法改正等による地方負担への地方債特例適用などの財政支援の拡充
- 3 代替バス運行経費に対応した財政的支援の継続・拡充

【要望の内容】

- 1 JR肥薩線については、復旧費用が約235億円とJR九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれ、更に復旧後の持続可能な運行を確保するために、国による強力な財政支援をお願いしたい。
くま川鉄道については、「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の活用による鉄道復旧を進めているが、復旧には複数年掛かる見込みであり、引き続き国の財政支援をお願いしたい。
- 2 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ財政的な負担が極めて大きいため、地方債の適用などの財政支援の拡充をお願いしたい。
- 3 くま川鉄道の全線復旧には、複数年掛かり、代替バスの運行を継続する見込みであることから、引き続き運行経費に対する財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 ○JR肥薩線
 - ・概算復旧費 約235億円（R4.3.23 JR九州公表）、被災件数 450件
（球磨川第1橋梁・第二球磨川橋梁の流失、鎌瀬駅～渡駅間で土砂流入・道床流出等）
 - ・国、県、JR九州で構成する「JR肥薩線検討会議」の開催（R4.3.22、R4.5.20）
河川や道路の公共事業との連携による復旧費の圧縮及び復旧後の在り方の検討
 - ・県・地元市町村で構成する「JR肥薩線再生協議会」の開催（R4.4.18、R4.6.6）
今後の復旧方策や持続可能な運行に向けた利用促進策などについて検討



写真：R4.6.6「第2回 JR肥薩線再生協議会」

○くま川鉄道

- ・概算復旧費 約50億円、被災件数 55件
（人吉温泉駅の土砂流入等、車両浸水、球磨川第四橋梁流出（川村～肥後西村駅間）等）

- ・R3 年度から「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」（補助率：国 1/2、地元 1/2）を活用しての災害復旧工事を実施中。
- ・R4.6 月「令和7年度中の全線運転再開を目指す」ことが鉄道事業者から発表。

<災害復旧事業費負担割合>

「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の地方自治体分の負担割合について、熊本県と地元10市町村が1：1の割合で負担することを決定

【国 1/2】	【地方自治体 1/2】	
	県 1/4	地元10市町村 1/4



写真：「球磨川第4橋梁」付近（空撮）（流失した橋桁・橋脚等は撤去済み）

- 2 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。

項 目	現行制度等	要望内容
鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの財政支援拡充

- 3 くま川鉄道は、比較的被害の少なかった「肥後西村駅～湯前駅」間において、令和3年11月28日に部分運行を再開した。

しかし、流失した球磨川第4橋梁を含む「人吉駅～肥後西村駅」間の復旧は、令和7年度までかかる見込みであり、次年度以降も同区間の代替バス運行を継続する予定としている。

項 目	現行制度等	要望内容
代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域部線代替輸送事業」（1/3補助） R3.1.4～ 「地域公共交通維持改善事業（フィーダー系統補助）」	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

11 被災市町村の人員体制強化に向けた支援

【総務省】

要望事項

被災市町村の再生に向けた人員体制強化のための継続した支援

【要望の内容】

国においては、令和2年度から施行された「復旧・復興支援技術職員派遣制度」などにより、他自治体からの技術職員の派遣をいただいているところであるが、早急な復旧・復興のためには、令和5年度以降も継続した職員の確保が必要であるため、引き続きの支援をお願いしたい。

項目	現行制度等(R4年度実績)	要望内容
被災市町村の人員体制強化	要望数：38人（67人） 確保数：—（45人）	中長期派遣職員の確保

・現在、県内市町村や九州知事会に対し、令和5年度分の派遣要請中

【現状・課題】

被災市町村においては、技術職員を中心に職員確保が未だ困難な状況であるため、県では職員の派遣や出先機関等による技術的な支援などにより継続的な支援を行っている。

国においても、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」等により技術職員等の派遣について支援をいただいているが、同制度については、要綱上、発災年度の翌々年度末（令和4年度末）までの派遣を基本とするとされているため、令和5年度以降の職員確保が困難になることが予想される。

(主な被災地における被害額・技術職員数)

被災市町村	公共土木施設被害額(※1)	技術職員数(※2)
球磨村	28,074 百万円	2 人
芦北町	26,183 百万円	4 人
人吉市	16,918 百万円	19 人

(※1) 令和3年3月熊本県土木部資料（令和2年度災害報告資料）より

(※2) 土木部門における係長以下の職員数(熊本県市町村課聞取り)

(被災地における令和5年度中長期派遣職員の要望状況(令和4年9月14日時点)) (人)

被災市町村	要望数	確保数	被災市町村	要望数	確保数
八代市	1 (8)	— (4)	五木村	1 (2)	— (-)
人吉市	19(23)	—(16)	山江村	2 (3)	— (-)
小国町	0 (2)	— (2)	球磨村	7 (20)	—(15)
芦北町	8 (9)	— (8)	計	38(67)	—(45)

・現在、県内市町村や九州知事会に対し、令和5年度分の派遣要請中

・（ ）書きはR4年度実績

12 被災企業等に対する復興支援の継続

【総務省、経済産業省】

要望事項

「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」による被災企業等の復興に係る予算の確保

【要望の内容】

「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の申請等にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。

【現状・課題】

○被害の状況及び総事業費

県南地域を中心に県内全域で推計約2,400社を超える事業者が被災しており、その甚大な被害からの復旧・復興を後押しするためには、最後まで強力な財政支援措置が必要である。

○現行制度

項目	現行制度等
なりわい再建支援補助金の継続	令和2年度予算措置 240億円 (170.9億円を令和4年度へ事故繰越) 令和3年度予算措置 69.3億円 (全額を令和4年度へ明許繰越)
なりわい再建資金利子補給事業の継続	令和3年度予算措置 0.3億円 (全額を令和4年度へ明許繰越)

○要望の詳細

公共事業の影響など本人の責によらないやむを得ない事情によって令和5年度以降の申請とならざるを得ない事業者や、令和3年度までに交付決定した事業者の中に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う資材不足の影響などにより令和4年度中に復旧が完了しない事業者が存在することが想定されることから、すべての被災事業者の再建が完了するまで必要な予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。

13 農林水産業の復旧・復興に向けた支援

【総務省、財務省、農林水産省】

要望事項

- 1 令和2年7月豪雨からの農林水産業の早期復旧・復興に向けた所要額の確保
- 2 復旧・復興の状況に応じた柔軟な事業実施についての配慮

【要望の内容】

- 1 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けて、令和4年度以降も事業に取り組む必要があるため令和4年度補正予算や令和5年度当初予算等において、復旧・復興に必要な十分な予算の確保等をお願いしたい。
- 2 復旧・復興に向けては、一定の期間を要することから、状況に応じて事業の繰越等、柔軟な事業実施について配慮をお願いするとともに、計画変更の要件緩和など地域の実情を踏まえた弾力的な運用をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及ぶ状況であり、現在令和2年7月豪雨からの復旧・復興には、国から措置いただいた支援策を活用し、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいるところ。本格的な復旧に向けては、引き続き所要額確保を行う必要がある。
- 2 道路、橋梁、鉄道や多数の家屋など生活基盤を含む甚大な被害からの復旧・復興にあたっては、事業の集中に伴う労働者や資機材の不足等が見込まれたり、現場条件に即した設計・積算等による、不調不落の抑制に取り組んでいるが、不測の事態が生じる可能性がある。
また、流域全体の治水対策の検討の方向性によっては、事業の変更等を検討する可能性もある等、復旧・復興に向け一定の期間を要することから、状況に応じた柔軟な事業対応が必要である。

【参考：主な被害】

- 園芸施設等 133 箇所(1.9 億円)、農舎・畜舎等 94 箇所(5.8 億円)
農業用機械 1,771 件 (34.6 億円)
- 田・畑への土砂流入 11,023 箇所(203.9 億円)、
農道及び水路等の損壊 4,166 箇所(200.2 億円)
- 山地崩壊 788 箇所(332.3 億円)、林道法面崩壊等 3,405 箇所(124.7 億円)
林産施設 35 箇所(11.6 億円)

14 教育環境の早期復旧

【文部科学省、国土交通省】

要望事項

- 1 学校施設の安全安心な復旧に向けた支援
- 2 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援
- 3 奨学金の返還免除による経済的な支援

【要望の内容】

- 1 被災した球磨村立渡小学校の復旧に当たっては、移転再建する新たな校舎で小中学校の再編を進める場合においても、渡小学校の災害復旧に相当する額については全額措置するなどの財政支援をお願いしたい。
- 2 県が実施する通学支援について、財政負担が極めて大きいことから、国庫補助の充実等による財政支援の継続・拡充をお願いしたい。
- 3 国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 球磨村立渡小学校は、校舎1階天井を超える甚大な浸水被害を受けた。また、被災により、子育て世代が流出し、それに伴う児童生徒の減少による複式学級の発生など、折からの少子高齢化の影響に加えて教育環境が大きく変化している。児童生徒数の減少は被災を免れた一勝地小学校及び球磨中学校でも同様であるため、令和4年3月に球磨村総合教育会議において、村内の小中学校3校を統合し、令和6年度に施設分離型の義務教育学校の開校を目指す方針が決定された。
並行して、施設一体型の義務教育学校の再建を検討しており、球磨村の将来を担う児童生徒により良い教育環境を構築するため、移転再建する場合においても災害復旧の認定が必要不可欠である。
- 2 県が補助するくま川鉄道の代替バス運行については、国において発災から6ヶ月の期間は「被災地域鉄道路線代替輸送事業」での支援が行われたが、発災から6ヶ月以降は「地域公共交通確保維持改善事業」での対応となっている。R3年度においては、「地域公共交通確保維持改善事業」の災害分特例として補助額の嵩上げが行われた。引き続き、国庫補助の拡充が必要である。
- 3 現行の国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）における奨学金事業は、熊本地震の際とは異なり、原則返還金を免除することができない。
熊本地震に比べ、令和2年7月豪雨は人吉・球磨等の特定の地域に被害が集中しており、被災状況に差はあるものの、経済的な困窮を理由に高校生等が修学の機会を断念することがないよう、返還免除による支援が必要である。

15 観光業等に対する支援

【国税庁、観光庁】

要望事項

- 1 被災地域の観光関連産業の復興に向けた支援の継続及び必要予算額の確保
- 2 交通アクセスに甚大な被害を受けた被災地域への送客支援
- 3 球磨川ブランドの創造を核とした観光地域づくりへの支援

【提案・要望の内容】

- 1 被災地域への需要喚起策として、GO TO トラベル事業（くまもと版）に上乘せをしていただいたところ。しかし、被災地域の宿泊・観光施設等の復旧は道半ばであり、令和4年度から5年度にかけて復旧する施設もあることから、引き続き需要喚起策に係る支援をお願いしたい。
- 2 令和2年7月豪雨の被害によりJR肥薩線の運休、基幹国道である国道219号等の一部不通が続いており、被災地域への観光客のアクセスに大きな支障が生じている。令和3年度からコロナ臨時交付金を活用して観光バスやレンタカーの利用助成を行い被災地域への観光を促進しているが、被災地の復旧・復興には時間を要することから、こうした取組みを継続的に実施できるよう、息の長い支援をお願いしたい。

項 目	現行制度等	要望内容
被災地域への送客支援	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用	コロナ臨時交付金終了後も被災地支援のための継続的な財源確保

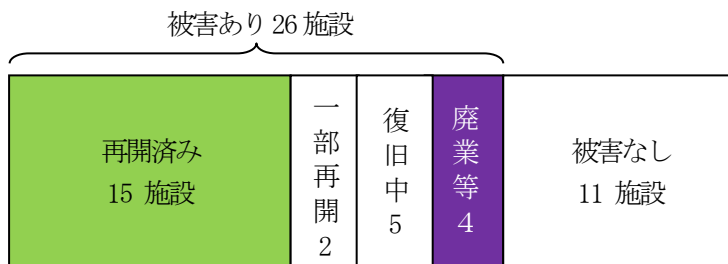
- 3 人吉・球磨地域の観光復興にあたっては、球磨川流域を観光復興のシンボルと位置づけ、球磨川ゆかりのアニメやスポーツを活用した新たなツーリズムの創造や、街並み・伝統工芸・食文化（球磨焼酎）等の地域資源を生かした観光地域づくりを目指しており、国においても格別のご配慮をお願いしたい。

項 目	現行制度等	要望内容
被災地域の賑わい創出や誘客促進の取組支援	地方創生推進交付金を活用	支援の継続
被災地域の受入環境整備や体験型旅行商品の造成支援	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用	コロナ臨時交付金終了後も被災地支援のための継続的な財源確保
球磨焼酎リブランディングの取組支援	新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）〔国税庁〕	豪雨被災地域事業者の優先採択、定額化等
	日本産酒類海外展開支援事業費補助金（ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）〔国税庁〕	豪雨被災地域事業者の優先採択、定額化等

【現状・課題】

- 1 人吉・球磨地域で被災した宿泊・観光施設のうち約8割が再開しているが、同地域の宿泊客数は、7月豪雨災害及び新型コロナ影響前の半分程度であり、観光業の復活には至っていない。
- 2 JR肥薩線の概算復旧費は約235億円とされ、令和4年3月に国、県、JR九州で復旧に向けた検討を開始。国の直轄代行により復旧事業が進められている国道219号等は、令和4年3月に公表した復旧方針に基づき、今後、本復旧工事を推進する予定。くま川鉄道は令和3年11月に部分運行を再開。全線復旧に向けて引き続き復旧工事を実施中。
- 3 県では、「人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略」を策定し、地元市町村や人吉温泉旅館組合、人吉球磨地域観光地域づくり協議会等と連携し、被災地域の観光復興や新たな誘客コンテンツの開発に取り組んでいる。しかしながら、まちあかり等、宿泊のきっかけになる夜を楽しめる仕組みづくりやリバーアクティビティ、蔵めぐり等、地域資源を活用した商品づくりの取り組みは道半ばである。

<人吉市内における宿泊施設の被害・再開状況（R4.8時点）>



復旧率84.8% = 28施設（被害なし11施設 + 再開済み17施設） ÷ 33施設

※33施設 = 宿泊施設（37施設） - 廃業等（4施設）



写真：被災した宿泊施設（人吉市）R2.7月

16 球磨川流域における送電系統整備による再エネの導入拡大

【経済産業省】

要望事項

プッシュ型の送電系統の整備に係る仕組みを構築するにあたって、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮

【要望の内容】

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域における復旧・復興にあたり、本県で構想している「くまもと版グリーン・ニューディール」の考え方に基づく再生可能エネルギーの発電施設導入促進を目指しており、そのためには同地域の送電系統に再エネを接続しやすくすることが必要である。

そこで、電気事業法に基づいて、「広域系統整備計画」などプッシュ型の送電系統の整備に係る仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

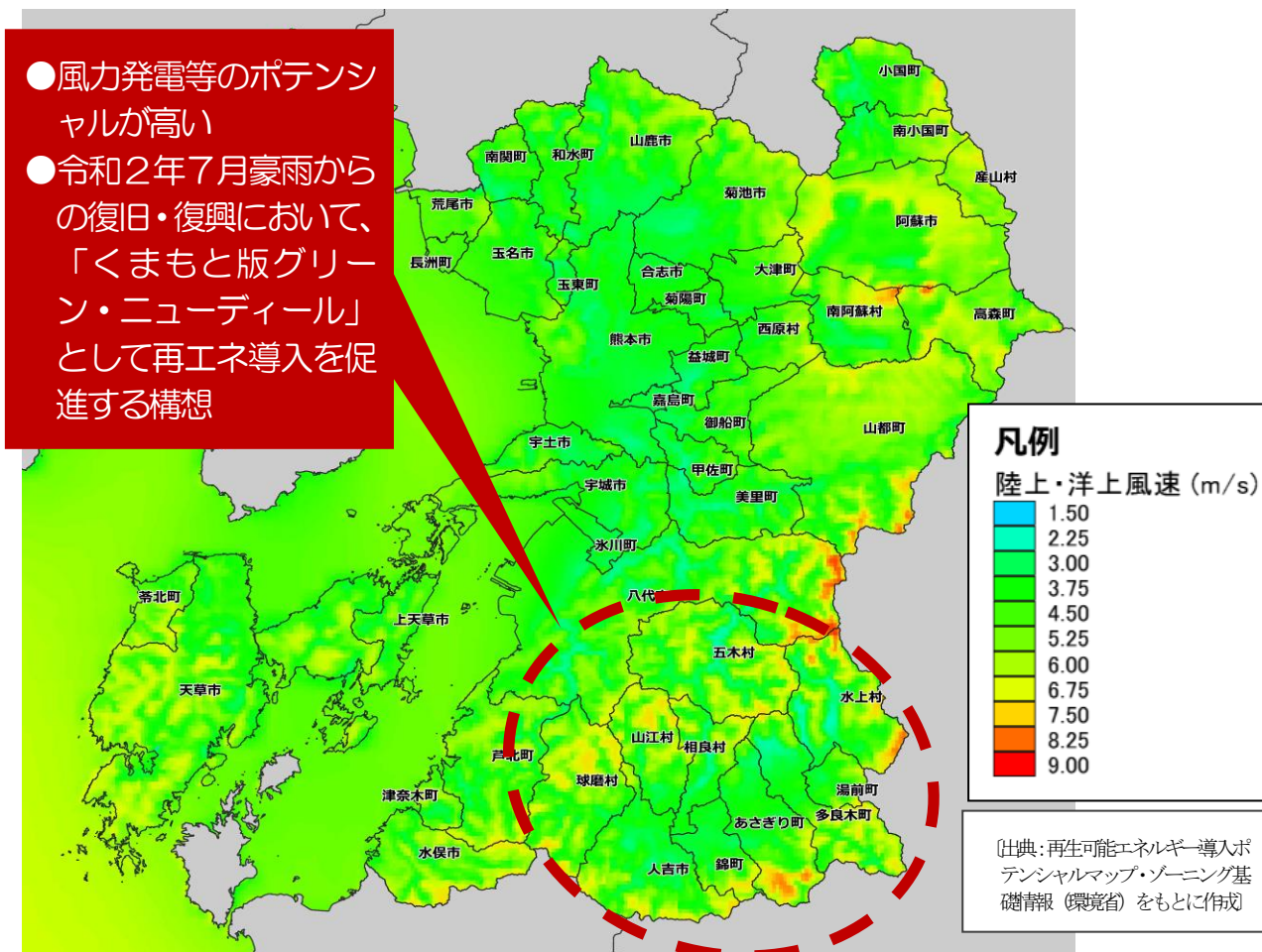
また、ローカル系統（110kV、66kV）も含めたきめ細かい系統整備をお願いしたい。

【現状・課題】

- 本県は、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランにおいて、「再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出」を掲げ、また、「第2次熊本県総合エネルギー計画」においても、「くまもと版グリーン・ニューディール」として、球磨川流域固有のバイオマス、小水力、風力等の自然資源を活用した再エネ推進に取り組むことを検討している。
- 球磨川流域は、風況が良く、県内でも有数の風力発電のポテンシャルが高い地域であることから（参考資料1）、現在、風力発電施設の整備計画が4件構想されている。中小水力やバイオマス等の発電ポテンシャルも同様に高い。一方、本地域の送電系統はもともと容量が小さく、ノンファーム型接続^{*}を前提に接続可となっている路線も多い。
- 改正電気事業法の中で、電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定のうえ、国に届け出、これに基づき、送配電事業者が系統整備を行う仕組みが構築されている（参考資料2）。
- また、2023年度からローカル系統の整備計画が送配電会社により立案される予定となっているが、甚大な被害を受けた球磨川流域において地域資源を生かした産業の再生・創出により復旧・復興を進めていくため、同地域の送電系統に優先的に再エネを接続しやすくすることが重要との認識のもと、系統整備を進めていただくことが必要である。（なお、本県として、送配電会社にも同様の要望を行っている。）

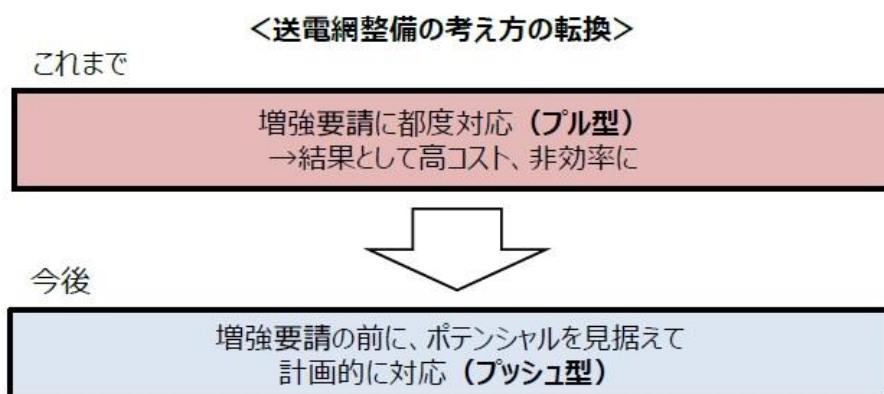
※ノンファーム型接続：送電系統の設備容量を超えた電気が流れそうな場合に、当該再エネ発電所から送電系統への給電が遮断されるのを許容することを条件に送電系統に接続する方法。

【参考資料1】球磨川流域の再エネポテンシャル



【参考資料2】プッシュ型の送電系統ネットワーク整備の概念

- 電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。



- ① 電力広域機関が**広域系統整備計画**を策定
- ② 広域系統整備計画を国へ届出
- ③ 広域系統整備計画に基づき、送配電事業者が送電網を整備

(出典: エネルギー供給
強靱化法説明資料/
2020年2月25日)

17 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例の適用期間の延長

【内閣府、総務省、国土交通省】

要望事項

被災住宅用地特例の適用期間の延長

【要望の内容】

復興関連の公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者に対して、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地特例による軽減を図る必要があるため、適用期間の延長をお願いしたい。

【現状・課題】

○現行制度（H29 税制改正で常設化された事項）及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
被災住宅用地特例（※）	発災の翌年度から2年間、被災住宅用地について1/6等に軽減	適用期間の延長
被災代替家屋の特例	発災の翌年度から4年間のうちに代替取得した家屋について、取得後4年間分は1/2に軽減	—
被災代替償却資産の特例	発災の翌年度から4年間のうちに代替取得した償却資産について、取得後4年間分は1/2に軽減	—

（※）被災市街地復興推進地域を除く地域に係るもの

○要望の詳細

- 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地については、発災の翌年度から2年間は課税標準額を1/6等に軽減する特例措置が適用されているが、令和4年度末をもって終了となり、被災者の固定資産税等の税額が増加することとなる。
- 今後も、公共工事の未完了などにより、未だ多くの被災者がやむを得ず住宅再建に着手できない状況が続くと見込まれることから、熊本地震と同様に発災の翌年度から2年間とされている被災住宅用地特例の適用期間を延長していただきたい。